

令和4年度 「静岡県内中小企業の脱炭素化への取組に係る実態調査及び事例集作成業務」 企画提案募集要項

この要項は、静岡県内中小企業の脱炭素化への取組に係る実態調査及び事例集作成業務の委託予定事業者を選定するために実施する企画提案募集について、必要な事項を定める。

1 業務の目的

本業務は、静岡県内中小企業の脱炭素化への関心や取組に係る実態を把握するとともに、省エネや再エネの導入等脱炭素化に取り組む県内中小企業の先進・優良事例を収集・選定・公表し、県内中小企業の脱炭素化を促進することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 静岡県内中小企業の脱炭素化への取組に係る実態調査及び事例集作成業務
- (2) 事業主体 (公財) 静岡県産業振興財団(企業脱炭素化支援センター)
※本業務は、静岡県から財団が受託した事業の一つとして実施されるものである。
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 事業内容 別添「静岡県内中小企業の脱炭素化への取組に係る実態調査及び事例集作成業務企画提案仕様書」のとおり
- (5) 契約期間 契約締結日～令和5年1月20日(金)
- (6) 契約価格の限度額 2,000千円(税込)
※消費税及び地方消費税は10%で計算すること

3 応募資格に関する事項

本業務に関する応募者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 静岡県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有するもので、本業務の実施について、財団の要求に応じて即時に来所し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 直近1年間において県税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 次のアからオに該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者
 - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
 (6) 調査や事例集作成等本業務の実施に必要な実績があり、実施体制が整っていること。

4 応募手続き

(1) 企画提案募集要項等の配布

応募に関する書類については、次のとおり交付する。

交付期間	令和4年9月13日（火）から令和4年9月28日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
交付場所	・静岡県産業振興財団 企業脱炭素化支援センター （静岡県産業経済会館4階） ・静岡県産業振興財団（企業脱炭素化支援センター）ホームページ上
交付資料	・静岡県内中小企業の脱炭素化への取組に係る実態調査及び事例集作成業務企画提案募集要項 ・静岡県内中小企業の脱炭素化への取組に係る実態調査及び事例集作成業務企画提案仕様書

(2) 応募書類の提出

企画提案に参加する者は、以下の書類を期限までに提出すること。

提出期限	令和4年9月28日（水）午後5時まで（必着）
提出方法	持参又は郵送にて
提出先	静岡県産業振興財団 企業脱炭素化支援センター （静岡県産業経済会館4階）
提出書類	①静岡県内中小企業の脱炭素化への取組に係る実態調査及び事例集作成業務企画提案応募申込書（様式1） ②企画提案書（任意様式） ③見積書（任意様式※各経費ごとの明細が分かるもの） ④企画提案応募に係る誓約書（様式2） ⑤会社概要（パンフレット等） ⑥直近2期分の決算書
提出部数	5部（うち4部は写し可）
提案件数	1社（団体）につき1件
留意事項	①手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。 ②企画提案に係る一切の経費は応募者の負担とする。 ③応募書類提出後に辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式任意）を提出すること。 ④企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。 ⑤提出された応募書類は返却しない（辞退の場合も同様）。

5 選定方法

提出された企画提案書は、財団（企業脱炭素化支援センター）において、次ページに記載の評価基準に基づいて審査し、委託事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書により行う。

(評価基準)

	項目	審査基準
1	業務の実効性	・仕様の通りに業務を実施できるか ・業務成果は期待できるか
2	業務の実行力	・業務を実施するに当たり十分な実施体制か ・業務を実施するに当たり十分な経営基盤及び実績を有するか ・業務規模及び実施スケジュールは妥当か
3	提案内容の優良性	①実態調査 ・調査手法、調査結果の分析手法等が適正か ・ヒアリングの実施手法は適正か ②事例集 ・事例集の構成等について工夫がされているか（予定含む） ・デザイン性等意識した提案がされているか
4	見積りの妥当性及び費用対効果	・業務内容に見合った見積りとなっているか。 ・業務経費の積算は適切か

6 受託者の選定及び選定結果の発表

- (1) 審査の結果、契約価格の限度額の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。
- (2) 選定結果は次のとおり発表する。

日 時	令和4年10月上旬
方 法	すべての応募者に文書により通知する。

7 契約についての留意点

企画提案し選定された業務の内容・規模等については、委託予定事業者と財団との間で事前に協議の上決定し、契約仕様書案等を作成する。ただし、双方で調整の上、契約内容に修正・変更を行う場合がある。その後、随意契約を行う。

8 応募書類提出先 及び 問い合わせ先

(公財) 静岡県産業振興財団 企業脱炭素化支援センター 担当 川島・八木
〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1
電話：054-273-4437
(土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
電子メール：innovate@ric-shizuoka.or.jp